

琵琶湖森林づくり基本計画見直しの検討状況について

1 見直しの背景

森林づくりは、長期的な展望に立って着実に進めていく必要があるが、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応していくため、5年ごとに見直しを図ることとしている。

今回、新たな森林経営管理制度を規定した「森林経営管理法」が成立したことや、平成33年における全国植樹祭の滋賀県開催が決定したこと、また山村の活性化を図る必要が生じてきたことなど、最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため、見直しを行う。

2 主な経過(琵琶湖森林づくり基本計画第3期間内:H27~)

(1) 全国的な状況

- 平成27年 9月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行
平成28年 12月 「持続可能な開発目標SDGs実施指針」策定
平成29年 12月 平成30年度税制改正の大綱 平成31年度税制改正において森林環境税(仮称)および森林環境譲与税(仮称)創設
平成30年 5月 「森林経営管理法」成立 市町村が主体となり森林所有者と林業経営者をつなぐ「新たな森林経営管理制度」について規定

(2) 本県の状況

- 平成29年 3月 「しがの林業成長産業化アクションプラン」策定 森林資源の循環利用に取り組み、木材の生産から流通・利用に至る林業・木材産業の活性化を推進
平成30年 8月 平成33年(2021年)「第72回全国植樹祭」滋賀県開催が決定

3 見直しのポイント

① 新たな森林経営管理制度の推進

- 市町が主体となった森林の経営管理の集積・集約化や公的管理等の促進

② 第72回全国植樹祭を契機とする県民運動の展開

- 全国植樹祭を契機とする、森林づくりや緑化活動を通じた県民運動の取組

③ 森林の整備、林業の振興と山村の活性化の一体的な推進

- 森林整備や林業振興を行うとともに、山村の地域資源を活かした仕事おこしなどの活性化を推進

④ 琵琶湖の水源林を取り巻く新たな課題への対応

- ニホンジカ被害等に伴う表土流出により、低下が懸念される森林の水源かん養機能の維持増進
- 国民スポーツ大会などを機に高まる木材需要への対応
- 森林・林業の人材育成 等

4 見直しのスケジュール(予定)

- 平成30年 7月 25日 「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」を森林審議会に諮問
8月 6日 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて、常任委員会で報告
10月 4日 琵琶湖森林づくり基本計画の見直し状況について、常任委員会で報告
11月 「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」答申予定(森林審議会)
県民との意見交換会等実施予定
12月 琵琶湖森林づくり基本計画の見直し(案)について、常任委員会で報告
平成31年 1月 県民政策コメントの実施
2月 県民政策コメントの実施結果について常任委員会で報告
3月 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて公表

琵琶湖森林づくり基本計画の見直し（案）の概要

※アンダーラインは今回修正

第1 球磨湖森林づくり基本計画策定の趣旨

琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて

新たな森林経営管理制度を規定した「森林経営管理法」が成立したことなど、最近の社会経済情勢の変化に対応するとともに、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため、見直しを行う。

第2 基本計画が目指す森林づくりの方向

基本方向

○琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針

○森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり

○県民全体で支える森林づくり

第4 基本施策

1 環境に配慮した森林づくりの推進

間伐等の適切な森林整備を行い、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進する。

森林資源を活用し持続可能な森林経営を推進することによってSDGsの目標達成に貢献する。

森林経営管理制度に規定する新たな森林経営管理制度の推進を図る。

①琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

多面的機能の持続的発揮に向けた適正な森林の保全・管理、琵琶湖の保全および再生に貢献する森林づくり、新たな森林経営管理制度の推進（「シカ被害等に伴う表土流出等による水源かん養機能低下への対策」を追加）

②持続可能な森林整備の推進

将来にわたる森林の多面的機能の発揮を推進

③生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進
多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくり

2 県民の協働による森林づくりの推進

琵琶湖の水源である森林を県民が一体となって守り育てる森林づくりを推進する。また平成33年に滋賀県で開催される第72回全国植樹祭を機に、森林づくりや緑化活動を通じた県民運動を展開する。

①多様な主体による森林づくりへの支援
森林組合、地域、NPOなど多様な主体の参画促進

②県民の主体的な参画の促進
森林づくりへの県民の理解を深め参画を促進

③森林の整備、林業の振興と山村の活性化の一体的な推進
森林整備、木材生産とともに、地域資源を生かした仕事おこしや都市部との交流などに取り組むことによって、定住を促進するなど、山村の活性化を推進

3 森林資源の循環利用の促進

木材は再生可能な天然資源であり、積極的に活用することで、地球環境の保全や地域の再生に貢献する。

①林業活動の活性化による森林資源の活用（川上）

森林資源の活用により、地球温暖化防止をはじめ森林の多面的機能の持続的発揮に貢献

②県産材の流通・加工体制の整備（川中）

県産材の生産情報を一元管理するとともに、安定供給体制や加工体制を整備

③県産材の有効利用の促進（川下）

公共施設や住宅などへの県産材の利用拡大を推進、地域での木質バイオマスの利活用の取組を推進

4 次代の森林を支える人づくりの推進

森林づくりに対する森林所有者の意欲の高揚、森林整備の中核を担う森林組合等の組織体制の整備や林業従事者の育成・確保を図る。

①森林所有者等の意欲の高揚

森林所有者・林業従事者に森林整備情報の提供や技術指導を行うほか、自伐型林業の推進

②森林組合の活性化林業の担い手の確保・育成

新たな森林経営管理制度を推進するため、林業への新規就業者の確保や育成、中堅の現場技術者や森林施業プランナー、また林業に携わる市町の行政担当者等の人材育成を総合的に行う。また、森林組合の組織体制の充実と人材の育成を図る。

③森林環境学習の推進

森林の働きや重要性について理解を深め、森林づくりへの参加意識の高揚に努める

第3 基本計画の位置づけ

1 性格と役割

琵琶湖森林づくり基本計画は、琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画であり、条例に示す理念を実効性のあるものとするためのアクションプランと位置づける。

2 計画期間

計画期間は、平成17年度（2005年度）から平成32年度（2020年度）までの16年間とする。

戦略プロジェクトの取組期間は、平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までの6年間とする。

第5 戦略プロジェクト

プロジェクトのテーマ

○生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

○県産材の安定供給体制の確立

戦略プロジェクトは、基本施策を具体的・計画的に進めるため、重点的かつ戦略的に取り組む施策を掲げたもの。平成27年度から平成32年度までの6年間は、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」をテーマとして戦略プロジェクトに取り組む。

戦略1.環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

健全な水源林の育成と生物多様性の保全

○水源林の適正な保全・管理の推進（「シカ被害等により引き起こされる恐れのある表土流出対策等」を追加）

○新たな森林経営管理制度の推進

○持続可能な森林整備による森林吸収源対策の推進
○生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

【6年間の取組】

- ・除間伐等の実施
- ・林地境界の明確化
- ・ニホンジカの捕獲
- ・生物多様性に配慮した治山・林道工事
- ・新たな森林経営管理の仕組みへの市町の参画

戦略2.県民の協働による森林づくり推進プロジェクト

多様な主体による森林・林業・山村づくり活動
○第72回全国植樹祭を契機とする県民運動の取組

○多様な主体による森林づくりの推進

○森林づくりへの新たな参画の促進

○山村の資源を活用した森林・林業・山村づくり
【6年間の取組】

- ・森づくり団体の活動のPR
- ・琵琶湖森林づくりパートナー協定の締結
- ・全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイへの参加促進
- ・森林・林業・山村づくりモデル地域設定

戦略3.森林資源の循環利用促進プロジェクト

森林資源の循環利用の促進

○木材需要に応える県産材生産拡大の取組

○県産材の流通体制の整備

○県産材の有効利用による温暖化対策への貢献
(国民スポーツ大会などの大型イベントの木材需要への県産材供給推進、CLTなど新たな製品の普及)

【6年間の取組】

- ・びわ湖材を使用した木造公共施設整備
- ・びわ湖材証明制度の推進
- ・木材流通センター取りまとめによる原木の取扱
・県産材の需要量

戦略4.次代の森林を支える人づくりの推進プロジェクト

豊かな森林づくりと森林資源の循環利用の担い手育成

○森林資源の循環利用のための新たな森林経営管理制度に対応する担い手づくり

○意欲ある林家・グループの育成

○森林環境学習・林業体験学習の充実

【6年間の取組】

- ・認定森林施業プランナーの育成
- ・自伐型林業育成研修の開催
- ・木育の推進

TPPへの対応(林業の体质強化のための対策)

①間伐と路網整備に対する支援

②地域材の運搬に係る流通経費の支援

③木造公共施設の整備に対する支援

④林業従事者の育成・確保と山村における起業等の促進

⑤CLTなどの新たな地域材利用の取組推進

第6 推進体制

1 財源の確保

「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行し、着実な森林づくりに向けた財源の確保を図る。

2 進行管理と点検評価

「P D C A型行政運営システム」による進行管理を行う。

3 実施状況の公表

森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等を通じて広く公表する。